

平成30年度 指定保育士養成施設 3月卒業(修了)見込申請書類 取りまとめ日程表

☒ ※当センターHPを9月下旬に更新の際に追加します。

| 時期 | 申請者 | ★ 指定保育士養成施設 | マニュアル 参照箇所 | 登録事務処理センター (以下センター) | 都道府県 | 備考 |
|------------------|--|--|--------------------------|---|------|---|
| 7月 ┆ 8月 | | HP更新を確認 ※1 「保育士登録の手引き」(以下「手引き」)の必要部数他について、センターに請求 請求期限:平成30年8月20日(月) | 3P 1. | 〈下旬〉 ホームページ(以下「HP」)更新により、当該年度の取りまとめ方法について案内開始 | | ※1 「保育士登録の手引き」は、申請書など、申請に必要な書類が全てセットされた冊子です。 |
| 9月 ┆ 11月下旬 | ・登録手数料払込 ・申請書類を作成 ・卒業(修了)見込証明書を申請書に添付し、養成施設に提出 | ※2 「マニュアル」をダウンロード ・学内の申請者に「手引き」を配布 ・卒業(修了)見込証明書を発行 ※3 ・申請書類の回収、取りまとめ ・「申請書類集計表」、「申請者リスト」の作成 センターへ申請書類を提出 提出期限:平成30年11月22日(木)必着 | 3P 2. 4P~7P 8P~11P | 〈下旬〉・HP更新により、取りまとめの「マニュアル」配布開始 ・「手引き」を養成施設へ発送 ・申請書類の点検・確認 | | ※2 取りまとめ方法などの詳細については「マニュアル」でご案内いたします。HPよりダウンロードして下さい。 ※3 「指定保育士養成施設卒業見込証明書」または「保育士養成課程修了見込証明書」。通常の「卒業見込証明書」とは異なります。様式は「マニュアル」をご参照ください。 |
| 2月下旬 | | 不備の申請書類について、申請者に確認 ※4 申請者の内、2月下旬の期限までに未修了が確定した者についての連絡 FAX受付期限:平成31年2月22日(金) 17:30センター必着 | 15P 13. | ・不備の申請書類について、養成施設担当に照会 当該申請者について、申請取下げの扱いとする | | ※4 この期限までに連絡のあった申請書類および登録手数料は、都道府県に送付・送金されず、申請者に返却・返金されます。 |
| 3月 | 申請取下げ者はセンターへ返金依頼の手続き | | | 申請取下げ者へ申請書類・登録手数料を返却および返金 | | |

| 時期 | 申請者 | ★ 指定保育士養成施設 | マニュアル 参照箇所 | 登録事務処理センター (以下センター) | 都道府県 | 備考 |
|--------|---|--|---------------|--|---|--|
| 3月10日頃 | | | | 都道府県へ申請書類を発送 登録手数料を送金 | 申請書類 の審査 | ※5 「指定保育士養成施設卒業証明書」または「保育士養成課程修了証明書」。通常の「卒業証明書」とは異なります。様式は「マニュアル」をご参照ください。 |
| 3月中旬 | | ※5 ・卒業(修了)証明書を提出 ※6 ※7 ・未修了確定者/卒業(修了)保留者の連絡 提出期限:平成31年3月8日(金)必着 | 17P ~19P | ・卒業(修了)証明書の点検・確認 ・未修了/保留者の確認 | | ※6 登録手数料は、都道府県に送金されているため、返金できません。 |
| | | ・卒業(修了)が保留となっていた者についての最終確定連絡 ・最終確定修了者の「卒業(修了)証明書」を提出 FAX受付期限:平成31年3月29日(金)10:00センター必着 ※修了者の「卒業(修了)証明書」はFAX送信後、直ちにセンターあて要郵送 ※確定時期が30日(土)~31日(日)となる者がある場合は、上記の期限までに要連絡 | 20P 19. | ・卒業(修了)証明書を送付 ・未修了者の報告 最終確定について報告 登録者を確認 ※8 「保育士登録済通知書」を発送(3月末) | 卒業(修了)証明書の有無を基に、個々の申請者について修了/未修了を確認 修了確定者のみ登録決定 (登録年月日は3月中の日付) | ※7 提出期限の時点で、卒業(修了)が未確定となっている者については、一旦保留扱いとしてご連絡願います。 |
| 3月末 | | | | | | |
| 4月 | ・「保育士登録済通知書」受取り ・記載内容について、訂正・変更がある場合はセンターへ連絡 変更・訂正 受付期限:平成31年4月19日(金) | | 21P 21. | 登録内容の訂正・変更 | | 未修了確定者について、当センターへの連絡漏れがないか、念のため、3月中に再度ご確認願います。 ※8 6月中に「保育士証」が交付されるまでの間、保育士登録がなされたことを暫定的に証明するもの(ハガキ) |
| 6月末 | 「保育士証」の受取り | | 21P 22. | 「保育士証」を発送 (6月 簡易書留郵便) | | |

【連絡先】

都道府県知事委託 保育士登録機関 社会福祉法人 日本保育協会
登録事務処理センター
登録管理部 経理課： 山口・藤井

住所： 〒102-0083 東京都千代田区麹町1-6-2
アーバンネット麹町ビル6階

T E L： 03-3262-1069/ F A X： 03-3262-1070